

高槻市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律実施要綱

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 建築物のエネルギー消費性能確保計画の判定等（第 3 条―第 6 条）
 - 第 3 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第 7 条―第 1 5 条）
 - 第 4 章 雑則（第 1 6 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年／経済産業省／国土交通省／令第 1 号。以下「基準省令」という。）に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱の用語の意義は、法の定めるところによる。

第 2 章 建築物のエネルギー消費性能確保計画の判定等

（建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書に添付する図書）

第 3 条 省令第 3 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画（法第 1 1 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）に係る建築物が複合建築物（基準省令第 3 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）である場合
にあつては、次に掲げる部分の求積図
 - ア 居住者以外の者のみが利用する部分
 - イ 居住者のみが利用する部分
 - ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分
- (2) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項第1号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第1条第1項の計画書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該計画書に同項第1号に掲げる図書を添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

第4条 法第11条第1項若しくは第2項の規定による提出又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による通知をした者は、当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請等)

第5条 省令第13条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書（様式第2号）に、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が法第11条第2項又は第12条第3項に規定する軽微な変更（以下この条において「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本1通及び副本1通とする。
- 3 市長は、省令第13条に規定する書面の交付の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更と認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(報告を行う場合の方法)

第6条 法第15条第1項の報告は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る状況報告書（様式第4号）及び報告の内容を説明するための図書を市長に提出することにより行わなければならない。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第7条 省令第20条第1項及び第23条第2項第1号の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機

関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められたものである場合は、当該適合性を示す図書の写し（原本の写しであることが確認できたものに限る。）

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第2条第2号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあっては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項、第18条第22項又は第26項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し
 - (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであって、基準省令附則第2条又は第3条の規定の適用がないものとした場合に法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合しないものである場合にあっては、当該建築物が平成28年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
 - (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が複合建築物である場合にあっては、次に掲げる部分の求積図
 - ア 居住者以外の者のみが利用する部分
 - イ 居住者のみが利用する部分
 - ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分
 - (5) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出（当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）に準じた審査が必要なものに限る。次条第1項において同じ。）に係る建築物について、建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、知事。以下同じ。）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認められたものである場合にあっては、そのことを証する書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより前項第5号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証す

る書類の写しを提出しなければならない。この場合において、市長は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。第14条において同じ。）の認定をしないものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続）

第8条 法第30条第2項の規定による申出をする場合における建築基準法第6条第1項の申請書の部数は、正本1通及び副本2通とする。ただし、前条第1項第5号の書類を提出した場合にあっては、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、第10条第1項又は省令第24条第1項の規定による通知は、構造計算適合性判定に準じた審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の通知）

第9条 市長は、法第30条第3項の規定による通知を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書（様式第5号）に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

2 市長は、法第31条第2項の規定により準用する法第30条第3項の規定による通知を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書（様式第6号）に建築基準法第6条第1項に規定する変更の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

3 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合することを認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証（様式第7号）により市長に交付するものとする。

4 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第15項により建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書（様式第8号）により市長に交付するものとする。

5 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）

の規定により準用する建築基準法第18条第15項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(様式第9号)により市長に交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請の取下げ)

第10条 法第29条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請をした者は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の通知を行った場合で、前項に規定する取下届が提出されたときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下通知書(様式第11号)により建築主事に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知等)

第11条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請があった場合において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書(様式第12号)により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請をした者に通知するものとする。

2 法第30条第2項の規定による申出をした場合において、前項の規定による通知は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請等)

第12条 省令第28条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明申請書(様式第13号)に、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が法第31条第1項に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本1通及び副本1通とする。

3 市長は、省令第28条に規定する書面の交付の申請があった場合において、当該申

請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更と認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書（様式第14号）を交付するものとする。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告）

第13条 法第32条の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る建築物若しくは建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合しなくなった場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第15号）
- (2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書（様式第16号）及び次に掲げる図書
 - ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了を確認することができる図書
 - イ エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った場合にあつては、検査済証又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出に係る書類
- (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書（様式第15号）及び報告の内容を説明するための図書

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知）

第14条 市長は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第17号）により認定建築主（法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の証明）

第15条 認定建築主は、法第30条第1項の認定を受けたことを証する書面の交付を

受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能確保計画の判定等及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等について必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則（平成29年7月26日高都審第685号）

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則（令和3年4月1日高都審第2494号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律実施要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律実施要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則（令和6年4月1日高都審第2139号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月1日高都審1091号）

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日高都審1925号）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の高槻市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定により提出された申請書とみなす。

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。